

北里大学海洋生命科学部と新江ノ島水族館との協定書

北里大学海洋生命科学部と新江ノ島水族館は、水圏生物に関連する探求、種の保存に配慮した飼育管理や繁殖技術向上への協力促進及び教育普及・調査研究交流を目的とする活動のため、次のとおり、協定を締結する。

第1条 本協定による活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 水圏生物に関する調査・研究
- (2) 水圏生物の研究に関して両機関が持っている関係諸機関との連携や情報を活用した研究活動の支援体制の構築
- (3) 両機関の職員・スタッフの調査研究交流
- (4) 講義やワークショップ、シンポジウムの実施
- (5) 学究的な情報や展示及び研究材料の交換
- (6) 教育普及活動ならびに広報活動の協力
- (7) その他両機関が必要と認める事項

第2条 この協定に基づく個々の具体的な活動の実施においては、双方の機関により協議の上決定されることとする。また、国内外の関連法令を遵守するとともに、お互いの利益に配慮する。

第3条 機密保持の義務については、次のとおりとする。

- (1) 本活動にあたり知り得た全ての情報を本目的以外に使用してはならない。
(公知となったものは除く。以下「機密情報」という)
- (2) 機密情報を相手方の書面による事前に同意なしに第三者へ漏洩または開示してはならない。
- (3) 本協定の終了後といえども、機密保持義務は消滅せず、当該情報が公知となった場合以外は、その秘密を保護しなければならない。
- (4) 両機関のいずれかが本協定に違反したときは、それによって損害を被った当事はその損害の賠償を請求することができる。

第4条 この協定の下での共同研究により「知的所有権」などの可能性が結果として生じる場合は、両機関は公平かつ公正な手続きを行い誠実な議論を実施し知的所有権等の取扱を明確にした覚書を締結するものとする。

第5条 この協定の実施で互いの組織の完全な独自性を損なわず、財政的な義務も負わない。

第6条 この協定は5年間の効力を有し、改定または部分修正には相互の合意が必要で

ある。なお、有効期間中に関わらず、解約予定日の1ヵ月前までに書面による通知をすることにより、この協定を終了することができる。

2 この協定は最新の調印日から効力を有する。なお、有効期間は両当事者の合意でさらに5年間延長することができる。

第7条 この協定書に定めのない事項については、両機関が誠実に協議を行い定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

北里大学

新江ノ島水族館

(署名) 伊藤智夫
学長 伊藤智夫

(署名) 竹嶋徹夫
館長 竹嶋徹夫

住所 〒108-8641
東京都港区白金5-9-1

住所 〒251-0035
神奈川県藤沢市片瀬海岸2-19-1

2019年4月3日

2019年4月3日

(署名) 菅野信弘
海洋生命科学部
学部長 菅野信弘

(署名) 崎山直夫
展示飼育部
部長 崎山直夫

2019年4月2日

2019年4月3日